

令和5年度 宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業
短期集中予防サービスC（委託型）募集要項

1. **事業目的**

宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業実施に関する規則に基づき、運動器の機能低下による生活機能の低下が認められる者に対し、リハビリテーション専門職が短期集中的に適切な助言や指導を行うことで、高齢者が心身機能を改善し、生活行為における活動や参加を促進すると共に、自立した生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

2. **対象者**

基本チェックリストで判断された介護予防・生活支援サービス事業対象者で、介護予防ケアマネジメントの結果、下記①、②に分ける。

①通所型サービスC（以下「通所C」という）

運動機能改善を目指したプログラムを通所により短期集中的に行うことで、日常生活機能の改善が見込まれると判断された者。

②訪問型サービスC（以下「訪問C」という）

心身の状況のため通所Cへの参加が困難で、訪問による介護予防の取り組みが必要と判断された者。

3. **事業内容**

①事前調整会議の実施

市担当者、ケアマネジャー及び受託事業所のリハビリテーション専門職で実施する。ケアプランより対象者の情報共有を行い、本事業への参加可否を決定する。
また、初回訪問の日程調整と確認事項を把握する。

②初回訪問の実施

初回訪問ではリハビリテーション専門職により下記(1)～(3)を実施する。

- (1) 対象者の身体機能の大まかな把握、屋内外の環境、家への出入りや歩行の様子など日常生活に支障のある生活行為を評価する。
- (2) 対象者の3ヶ月後の目標を明確にする。
- (3) (1)、(2)を元に個別リハビリ計画書を作成する。

③運動プログラムの実施

個別リハビリ計画書を元にリハビリテーション専門職による運動プログラムを実施する。訪問で明らかとなった生活課題に沿った生活行為リハビリテーションを実施するため、個別プログラムを行う時間を設けて実施する。

訪問Cでは、IADLがうまくできない要因に焦点をあて、在宅での動作の仕方や道具の工夫など環境調整を行い、対象者自身が自ら課題解決に取り組めるよう支援していく。

※運動プログラムにおける留意点

- (1) 事業目的から運動マシンの利用や治療（ホットパック等の物理療法や関節可動域訓練等）、マッサージの提供は実施しない。
- (2) 対象者が自主訓練や自身の体調管理に取り組めるようセルフケアを支援する。

③モニタリングの実施

目標達成が遂行できるよう、毎月、実施状況のモニタリングを行う。プログラムの中で、対象者と目標の確認を行い、自宅での運動メニューの提供と実施状況を確認する。事業終了時には、参加状況、生活機能改善状況、効果測定などの評価を行うとともに継続して運動を行えるように配慮する。

④送迎の実施（通所Cのみ）

事業者は希望者に対し送迎の実施を行うが、対象者の自立促進につながるよう、状態に応じて送迎方法を検討する。

4. 委託事業所の条件

令和5年4月1日時点で、指定を受けている下記(1)～(2)の条件のいずれかに該当する事業所に公募委託する。

①通所 C

- (1) 通所施設を有している事業所であること
- (2) リハビリ専門職を複数配置している事業所であること

②訪問 C

- (1) 介護保険サービスの訪問リハビリテーションを実施している事業所であること
- (2) リハビリ専門職を配置している事業所であること

5. 実施場所

事業が適切に確保できる施設にて開催する。基本的に単独型での実施となるが、提供場所において、他の介護保険サービスのプログラムと一体型で提供する場合、サービスCの提供を行う人員、スペースなど明確に区別して実施する。

6. 事業期間・回数

- ①期間・・・令和5年4月1日～令和6年3月31日まで
- ②回数・・・一週間に最大2回の3ヶ月間を目安とする。
- ③時間・・・通所Cは、1回2～4時間（送迎込み）とする。
訪問Cは、1回1～2時間（移動込み）とする。
- ④定員・・・通所Cは、受託事業所の状況に応じて調整する。

7. 委託料

- ①通所C：送迎実施の場合、一人あたり1回利用で、4,500円を委託料として支払う。
送迎未実施の場合、一人あたり1回利用で、3,700円を委託料として支払う。
- ②訪問C：一人あたり1回利用で4,000円を委託料として支払う。

8. 応募方法

令和5年4月1日付けで事業契約を行うにあたり、事業受託事業所は別紙1を作成の上、応募手続きを行う。

- ①応募方法・・・宮古島市役所高齢者支援課介護予防係へ応募申請書（別紙１）を
ご持参の上、直接提出ください。
- ②応募期間・・・随時